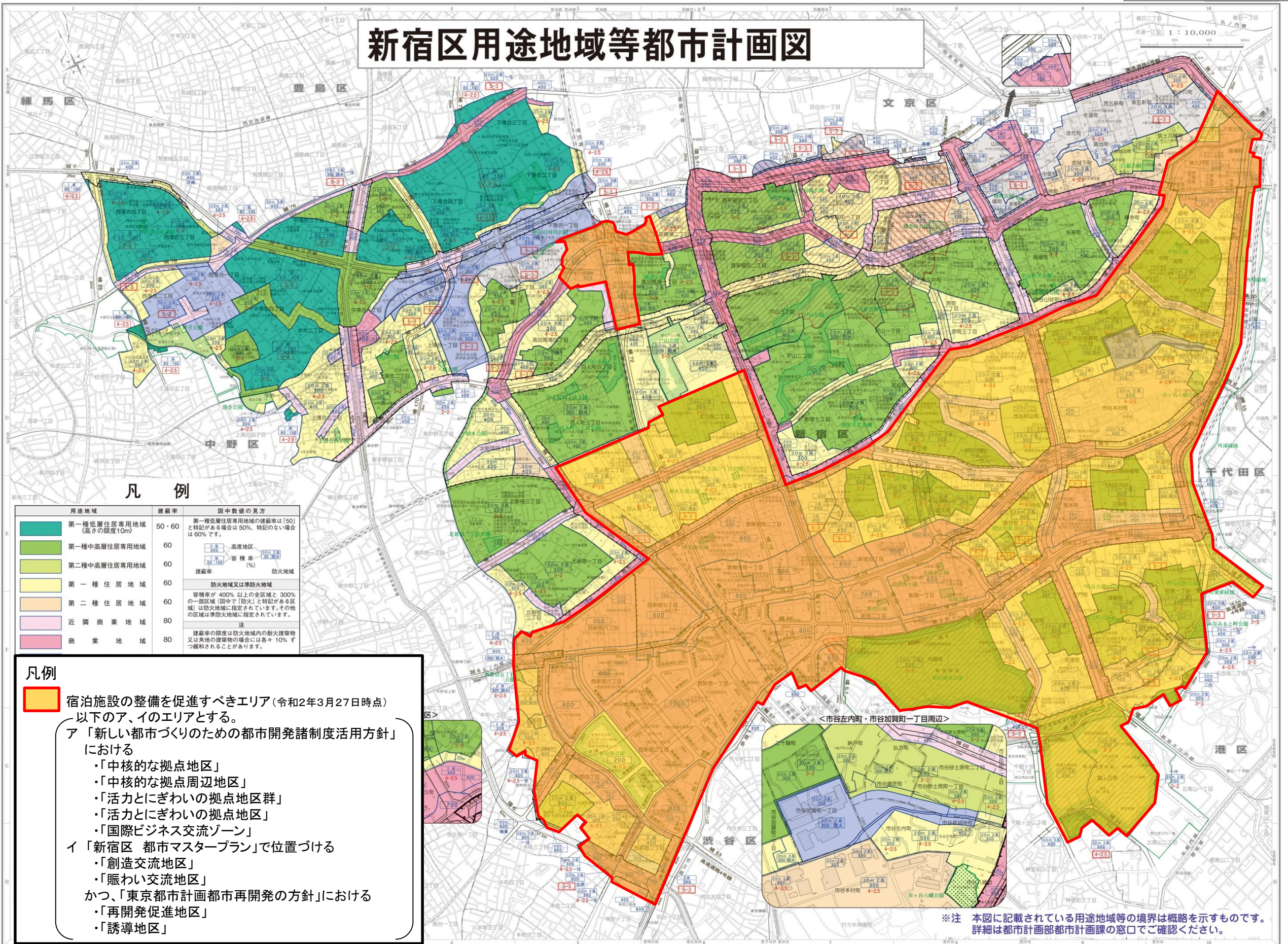


宿泊施設の整備を推進すべきエリア (令和2年3月27日時点)

参考図

新宿区用途地域等都市計画図



凡例

用途地域	建蔽率	図中数値の見方
第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m)	50・60	第一種低層住居専用地域の建蔽率は「50」と特記がある場合は50%、特記のない場合は60%です。
第一種中高層住居専用地域	60	高度地区
第二種中高層住居専用地域	60	容積率 (%)
第一種住居地域	60	防火地域
第二種住居地域	60	防火地域又は準防火地域
近隣商業地域	80	容積率が400%以上の全区域と300%の一部区域(図中で「防火」と特記がある区域)は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。
商業地域	80	注 建蔽率の限度は防火地域内の耐火建築物又は角地の建築物の場合には各々10%ずつ緩和されることがあります。

凡例

宿泊施設の整備を促進すべきエリア (令和2年3月27日時点) 以下のア、イのエリアとする。

ア 「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」における

- ・「中核的な拠点地区」
- ・「中核的な拠点周辺地区」
- ・「活力とにぎわいの拠点地区群」
- ・「活力とにぎわいの拠点地区」
- ・「国際ビジネス交流ゾーン」

イ 「新宿区 都市マスタープラン」で位置づける

- ・「創造交流地区」
- ・「賑わい交流地区」

かつ、「東京都市計画都市再開発の方針」における

- ・「再開発促進地区」
- ・「誘導地区」

※注 本図に記載されている用途地域等の境界は概略を示すものです。詳細は都市計画部都市計画課の窓口でご確認ください。